

留学エージェント業務約款

V20190910

第1条 (適用範囲)

1:当社が申込者との間で締結する留学に関するサービス業務に関する契約(以下留学サービス業務契約という)は、本約款に定めるところによります。

2:本約款に定めのない事項については、各国の現地法令、または一般の慣習によります。

第2条 (申込者の条件)

本約款で当社が提供できるサービスについて、申込みができる申込者(以下申込者という)は、次の各条件を満たした者に限ります。

一:申込み手続きを行う学校、留学プログラム、その他留学に付随するサービスが規定する年齢、性別、資格、技能その他参加、入学条件を満たしていること。

二:申込者(同居親族を含む)が反社会的団体員でないこと、または同団体との付合が一切ないこと。

第3条 (用語の定義)

1:本約款で「エージェント契約」とは、当社が提供する各種留学サービス業務を申込者が当社に申込み、当社が引き受けることで成立する契約をいいます。

2:本約款のドル表示は、「豪ドル」「米ドル」「加ドル」を差し、当社が提供する各種留学サービス業務をオーストラリア留学、アメリカ留学、カナダ留学、によりそれぞれ国別に適用される申込者が支払う通貨のことをいう。フィリピンなどその他の国については、米ドルを適用する。

第4条 (サービス業務・サービス料金)

当社が提供するサービス業務は、エージェント業務約款契約を締結後に行います。

申込者の現地における留学プログラム(学校、滞在先、その他申し込みプログラム含)は、申込者自身の責任において学校・滞在先との契約が遂行されるものであり、当社は申込者とそれら契約について直接の契約関係になく、留学プログラム上の問題については、責任を負いません。当社が行うサービス業務は次の各号の通りになります。

1:留学サービス内容:基本サービス(各国共通サービス)

一:留学前の相談受付

二:希望学校の選定作業と学校の調査作業

三:学校費用の見積り

四:当社が提携する各種学校への入学手続きの代行、テストの手配

五:申込した学校の入学日の案内

六:申込した学校の入学許可証もしくは入学受取証の申込者へ転送

七:各種学校が運営する滞在先空港出迎えの申込み手続き

八:学校以外の機関が運営する滞在先管理会社の紹介

九:航空券購入・旅行代理店のご紹介

十:留学保険会社のご紹介

十一:学校費用の代金預かりと支払い(海外送金)代行

十二:留学に必要な準備物チェックリストの配布

十三:各国現地サポートオフィスの御紹介

十四:卒業後の進路のご相談

(各国のビザにおける当社サービスについて)

ビザについては、各国間の事情により、都度変更が頻繁にある為、当社では、申込者が今回の留学についてビザを指定した状態において、業務を開始します。また、当社はビザについては、申込者から質問があれば、公的な機関の情報サイトなどから、その質問に答えられるものだけを回答します。申込者からビザについての質問が無い場合は、当社から自動的に申込者に対してビザについての情報提供を行いませんのでご注意ください。

ビザはその性質上、種類・条件など、多岐にわたります。当社が行うビザに対しての業務責任はございませんが、申込者からご依頼された場合、下記を作業として行います。

□ビザ取得の有無の確認作業

□ビザ取得における資料のご提供

ビザ取得の確認については申込者から提出される情報をもとに行います。

当社が提供するビザ取得の参考資料については、ビザ取得が保証されているものでもございません。

ご希望の方には、ビザ代行サポートを御利用頂けます。内容・詳細については担当カウンセラーまでお問い合わせください。行先の国によりビザサポートを行っている場合もあります。

このビザサポートについては、ビザ申請を行う前に必ずサポートを行いたい通知を担当カウンセラーまでご連絡下さい。※申込者ご自身で、ビザ申請を行った後にビザサポートを行いたい通知を出されても対応でき

ません。

申込者がビザ申請においてコンサルタントを利用せずに自己で行った場合は、全て申込者の自己責任となります。

(提携先オフィスの利用について)

オーストラリア、アメリカ、カナダ各国において、当社提携先オフィスの紹介が可能です。(提携先オフィスによっては別途提携先オフィスとの契約とサービス料金がかかる場合があります)提携先サービスオフィスにおいては、申込者の契約により別途オフィス利用代金やサービス料金がかかる場合があります。これら金額やサービス内容は提携先サービスオフィスと申込者が直接契約をして頂きます。事前のご連絡なく現地のオフィスに荷物を送る事やオフィスの住所を利用する事などは行わない様お願いします。荷物を了承なくお送り頂いた際の責任は一切負えません。

2: サービス料金(基本)

特別な場合を除き、基本サービス料金無料になります。

3: サービス料金(基本サービス外)

例外的に各サービス代金として下記各号の料金を頂きます。各国共通、特定の国名記載の場合はその留学先国でのみの料金適用となります。全ての有償サービスは、事前に申込者へ告知を進めていきます。

【緊急手配料金】料金:150ドル/回

料金適用対象者:当社スタッフが、郵送、またはFAXにて申込書(学校や滞在先各手配機関への提出書類)を受け取った日から出発日までを起算して30日を割りこんでいる場合で留学手続きを開始する場合

【18歳未満手続き料金】料金:300ドル/回

料金適用対象者:約款サイン日に満18歳を越えていない留学申込者

【日本と留学する希望国以外の国からのサービス手配料金:世界手配料金】料金:300ドル

料金適用対象者:日本と留学する希望国以外の国から留学申込み(手続き開始)をする留学申込者。

【学生ビザ緊急手配料金】料金:250ドル

料金適用対象者:日本国内からの学生ビザ申請で、オンライン契約時に入国まで10週間を切っている方

【申込変更手数料料金】料金:300ドル

料金適用対象者:当社がサービスを提供する業務約款の成立後に行われる各種学校、その他留学プログラム、(滞在先機関への変更依頼も含む)の変更手続きを行う方。申込者の都合により請求書・契約書類の再発行が生じた場合。

但し、次の各号にあてはまる場合は、変更手続きが行えません。

一、代金の支払いがすでに完了している場合。

二、変更受付日から起算して、各契約(留学プログラムや滞在先など)の開始日までの日数が31日未満の場合。

【その他の特別手配料金】

申込者の状況により、本来当社が申し込み希望者の留学手続きを承ることが難しい場合でどうしても留学手続きを行いたい場合など、当社スタッフよりその手続きにかかる料金をご提示申し上げ、手続きを行います。

4:滞在先のサービスについて

留学プログラムに滞在先手配手続き・滞在先紹介が含まれている場合の当社のサービス提供は、申込の続きとなります。

契約は、申込者自身の責任において遂行されるものであり、いずれの契約についても当社は申込者と直接の契約関係になく、滞在先についての一切のトラブルについては責任を負いません。滞在先の問題については直接申込者が滞在先手配機関と話し、問題解決して頂きます。また滞在先申し込み時点で契約と、現地到着後に滞在先が異なる環境で問題が生じても当社では一切の責任を負いません。

5:学校、滞在先機関などの契約書類(英語)の翻訳について

当社では、学校、滞在先機関や他との契約書類が英語になる場合でも翻訳行為は一切行っておりません。

ご契約文書は、各国の法律に基づき作成され、申込者個人がその機関との契約を行う上で、当社が英語の文章を翻訳することにより、原文の文章のニュアンスが損なわれる可能性が高いため、翻訳作業は行いません。契約書類についての注意事項などは口頭で可能な範囲でご説明申し上げますが、当社がその行為において責任を負うことはございません。

6:学校、滞在先機関の契約期間について

学校の留学プログラム契約期間や滞在先の契約期間は、契約時に必ず最終確認をして頂きます。

特に、学校の留学プログラムで週単位の授業料設定をしている学校の場合は、長期休み(年末年始や各種バoliday期間、月曜祝日など)は基本的に1日でも授業が発生すれば、1週間分として請求がありますので、必ず年末年始や長期休みのカレンダーを確認して頂きます。また同様に滞在先についても日割りになるかならないかなど、必ずご入金前に確認をしてください。

当社では、ご希望の留学プログラム通りの期間、ご希望の滞在先期間を受け付ける作業になりますので、申込者が間違った期間を入力されている場合もその通りの期間の受付作業を行いますので、ご注意ください。また、お申込者が就学期間に長期の休みを入れた場合は、申込前に申込者ご自身から自発的に当社へご連絡頂かなければなりません。当社では、休みのご案内は一切いたしません。当社が休みの案内をしていなかったという責任は一切負いません。

第5条 (エージェント契約の申込み)

申込者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。当社が別に定める金額がある場合は、申込者は、その金額を当社へ支払いを行います。

第6条 (契約締結の拒否)

当社は、次の各号に掲げる場合において、エージェント契約の締結を拒否することができます。この場合の、締結拒否については、当社と申込者本人におけるものとし、申込者が、各学校や留学プログラム提供企業と別の契約を締結している場合は、その契約に従うことになります。

1 当社が申込者を行う留学サービス提供可能チェックにより留学計画が進められないと判断した場合。

2 申込者が年齢、資格、技能、その他の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

3 申込者が過去に何らかの精神疾患を持っており、発症する可能性がある場合。

4 申込者が作為、不作為にかかわらず当社の手配に支障を招く場合。

5 申込者が申込書類などを期日までに提出しなかったとき。

6 申込者の連絡先に当社から電話または電子メールにより連絡をするも期日までに、申込者から返信を頂けないとき。

7 下記内容の問題をお持ちの方。
一過去に、海外の滞在先国へのビザ取得拒否、入国拒否をされたことがある方。

二過去に、海外渡航先で、入国時に質問を受けたり止められたことがある。

三過去に、海外渡航先のビザ申請において、ビザ取得までに入国履歴や過去のビザに関して移民局より質問を受けたことがある。

四過去に、海外の滞在先国から国外退去を命じられたことがある。

五過去に、海外の滞在先国で警察機関に拘留されたことがある。

六過去に、滞在先国へのビザ申請時に移民局より申請目的や書類提出を求められたことがある

七過去に、海外の滞在先国で犯罪(軽犯罪を含む)を起こしたことがある。

第7条 (契約の成立時期)

エージェント契約は、当社がエージェント契約の締結を承諾し、申込者が【留学エージェント業務約款V20190528】にサインをし、オンライン、または郵便にてご提出頂き、当社が受理した時点で成立します。

第8条 (申込者からの契約変更)

1:申込者は、エージェント契約成立後に行われる各種学校、その他留学プログラム、(滞在先機関への変更依頼も含む)の変更手続きは、下記条件により、変更できます。所定の変更手数料については、【申込変更手数料】に定める通り、300ドルを支払うことにより変更できます。変更手続きは当社が代行手続きを行います。

但し、次の各号にあてはまる場合は、変更手続きが行えません。

一 代金の支払いがすでに完了している場合。

二 変更受付日から起算して、各契約(留学プログラムや滞在先など)の開始日までの日数が31日未満の場合。

2:申込者の変更通知は、電子メール・FAXおよび郵送のみですることができます。この場合は、当社が前記に定めた当該方法により契約変更の申告を受け取った日とします。ただし、学校の提供する留学プログラムや滞在先機関との契約により、変更に伴い、別途変更手数料がかかる場合、もしくは変更できない場合は、別途当該契約事項に従う必要があります。

第9条 (当社からの契約変更)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公庁の命令など不可抗力による事態が発生し、当社の当初のサービス業務の履行が出来ない場合は、申込者に速やかに事情説明の上、契約内容を変更、解除することができるものとします。

第10条 (申込者からの契約キャンセル)

1. 申込者はいつでも各号に定める取り消し料金を当社に支払うことによりエージェント契約をキャンセルできます。

申込者が、当該留学エージェント契約とは別に、契約を交わす学校との契約書、滞在先などの契約については、その契約先との規定(返金規

定など)がございますので、それらの契約は、契約ごとの規定を順守してください。

契約キャンセルの通知は、電子メール、FAX、郵送にて受け付けます。契約キャンセルの受付日は、当社がそれら方法により契約キャンセルの申告を受け取った日とします。

当該契約ごとのキャンセルのための手数料(以下キャンセル料金という)がかかります。当社と申込者における契約キャンセルによるキャンセル料金は各号の通りです。全て各国の通貨に合わせた豪ドル、米ドル、加ドル表記となります。

フィリピンは、米ドルになります。

一、留学プログラムをお申込み前の場合は、キャンセル料金は頂きません。

二、留学プログラムをお申込みで、且つプログラムが開始前の場合は、キャンセル料金として留学プログラム費用の30%を頂きます。

三、留学プログラムをお申込みで、且つプログラムが既に開始後の場合は、キャンセル料金として留学プログラム費用の全額をキャンセル料金として頂きます。

※留学プログラムの申込みが複数ある場合は、当該エージェント契約について、各学校に対して、学校ごとに契約キャンセル料金が発生します。また、同じ学校で複数の留学プログラムを申込している場合は、1つの留学プログラムとしてみなし、一番早いコース開始日を適用させます。申込者が、当該留学エージェント契約とは別に、契約を交わす学校との契約書、滞在先などの契約については、その契約先との規定(返金規定など)がございますので、それら契約は、契約ごとの規定を順守してください。

2.申込者は、次の場合は、前項(10条1項)の規定にかかわらず、キャンセル料金を支払うことなくエージェント契約をキャンセルできます。但し、申込者が契約している学校・滞在先などの機関との契約はその契約別に規定を順守して下さい。

ビザのキャンセル及びビザが取得できなかった場合は、キャンセル料金の支払いになります。

天災地変、戦乱、暴動、官公庁の命令など不可抗力により事態が発生し、エージェント契約のサービス業務の実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

3.申込者の自己都合による学校契約・滞在先契約の取り消しについては、契約を行う学校の規定書、滞在先の規定書によるため、当社の契約では扱いませんが、各号の自己都合の契約の取り消しについては、当社では一切受け付けできません。

一：学校環境・立地・設備への不満

二：講師や学校職員への不満

三：コース(クラス)への不満

滞在先(ホームステイ、学生シェアハウス、学生寮)の申込者から、下記各号の自己都合による取り消しについても同様に当社では受け付けません。

一：同居している他の学生への不満

二：滞在先環境・立地・設備への不満

第11条(当社からの契約キャンセル)

当社は次の各号に該当する事由がある場合は、当社は、いつでもエージェント契約の全部または一部をキャンセルすることができます。

一：当社が申込者を行う留学サービス提供可能チェックにより留学計画が進められないと判断した場合。

二：申込者が年齢、資格、技能、その他の条件を満たしていないことが明らかになったとき

三：申込者が当社の手に支障をきたす場合

四：申込者が申込書類などを期日までに提出しなかったとき

五：申込者の連絡先に当社から電話または電子メールにより連絡をとっても返信をいただけないとき

六：申込者が各滞在先機関で滞在中に、同じ部屋に住んでいる人、もしくは近隣住民の生活を妨げる行為をした場合や各種学校での悪行が劣悪であった場合などにより、当社の信頼を害する事由があった場合。

七：申込者が過去に何らかの精神疾患を持っており、発症する可能性がある場合。

上記各号により当社が損害を被った場合、損害賠償を請求する場合がございます。

第12条(代金支払い)

当社は、学校、滞在先機関などの請求額を申込者から預り金として代金請求をし、その機関へ代金の支払いを代行します。代金支払いは、当社銀行口座へお振込み、もしくはクレジットカードにて決済頂きます。申込者ではない方が代金支払いを行う場合は、必ず当社までご連絡を頂きます。

第13条(代金支払い方法)

代金は、当社銀行口座へお振込み頂き、海外送金を行います。送金手数料については、特別な場合を除き申込者負担とします。

第14条(代金支払い期日)

各種学校や、留学プログラム申込決定後、各機関が発行する請求書を当社が発行し、請求書の規定期日もしくは、発行日から3営業日以内にお支払ください。3営業日を超える場合は、当社担当カウンセラーまで遅れる旨を伝え、了承の旨の連絡を受け取って下さい。

第15条(請求書の金額変更)

一：請求書の支払い期日を過ぎて代金支払いの遅延により学校、留学プログラムが提供する金額が改訂されたときは、請求書の再発行をして、その金額に従って頂きます。

各学校やその他留学プログラムが特別価格設定を行っている場合は、期間の定める期日までの支払いを行って頂きます。

二：当社が提供する例外的なサービス料金が生じた場合、一度支払いが完了した後の代金の変更・返金は行いません。

三：お申込みされた留学プログラム、滞在先機関などの契約に基づき請求金額の変更がなされた場合は、すみやかにその当該機関へお支払頂きます。

契約成立後に、学校や留学する国の規定・規約の変更により留学プログラムが変更になる可能性があります。

特に、留学プログラムで、学期ごとの分割支払い方法を選択した場合、支払い総額は、学校の申込契約成立時から増減が生じる可能性があります。

支払い金額の変更については、各学校との契約により通知される日程などは異なり、各学校との契約によります。

第16条(返金)

学校の留学プログラムや滞在先機関への滞在費などの料金が、その学校や滞在先機関の契約書に基づき返金の有無、返金の時期が行われます。それぞれの契約書に記載されている返金規定を参照してください。

当社がその返金金額を当該機関より入金を受け付けた場合は、当社はすみやかに申込者の銀行口座へ振り込みを行うことにより返金を行います。その際に返金が通貨変更になる場合、為替レートを利用して返金を行う場合は、返金する日の各国の為替レートを適用します。その際の送金手数料は申込者負担となります。

第17条(当社の責任)

一：当社は各留学プログラム手配の履行にあたり、故意、または過失により、申込者に損害を与えた場合は、その損害の相当額を賠償いたします。但し、申込者が契約書類の確認を行っている場合は、当社は責任を一切負いません。

二：申込者が次の各号の事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は、一切の責任を負いません。

A：天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる日程の変更もしくは中止による損害。

B：運送、宿泊期間などのサービス提供の中止や遅延、不通、スケジュール変更・経路変更またはこれらのために生じる日程の変更、もしくは中止、自由行動中の事故、食中毒、盗難など。

C：官公署の命令、外国人の出入国の規制、伝染病による隔離または、これらのために生じる日程の変更もしくは中止による損害。

D：留学滞在中における学校施設や、宿泊施設の備品の破損などによる損害。

E：専門学校におけるコース変更、カリキュラム変更による分割支払いの授業料金の金額の変更における損害。

F：学校の規定変更による、カリキュラムの変更・コース時間の変更による留學生活の変化における心身がこうむる損害

G：学校の規定変更におけるために付随する滞在先の問題による損害。

H：各国ビザの取得が出来なかった場合による損害。

三：学校が閉鎖(倒産)をした場合、当社では、授業料その他費用に関する責任を負いません。当社は、申込者からお預かりする学校への授業料等は、学校に費用の転送処理を行う為、そのような事態が発生した場合、学校の所属している団体の補償指示があった場合、申込者は、速やかにその団体の指示内容に従って頂きます。またそれに対する当社は一切の責任を負いません。その為の情報提供は、当社から申込者にすみやかに通知します。

四：学校が予告なく、カリキュラムの変更・コース時間の変更をする場合がございます。この場合は学校の指示に従って頂きます。またそれに対する当社は一切の責任を負いません。その為の情報提供は、当社から申込者にすみやかに通知します。

学校が開講予定コースを定員が満たないなどの事情により、コースが開講されない場合などが発生した場合、代替えのコースやキャンパス移動

など全て学校の指示に従って頂きます。

第18条(申込者の責任)

一：申込者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくは申込者が本契約の記載事項を守らなかったことにより、当社が損害を受けた場合は、申込者は、損害の賠償をしなければなりません。

二：申込者は、エージェント契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、申込者の権利義務その他のエージェント契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

三：申込者は、身体的、精神的病状など含むにより何らかの事件、事故が発生する可能性がある事は全て当社に報告する義務があります。また、それに関するいかなる損害に対しても当社は責任を負いません。

四：申込者は、留学開始後において、契約書面に記載された留学業務サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる留学業務サービスが提供されたと認識したときは、留学地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該留学サービス提供者に申し出なければなりません。

五：現地での申込者の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、申込者の不注意による荷物紛失、忘れもの回収に伴う諸費用が発生した場合は、それらの費用は、申込者が負担します。

六：現地にて申込した学校の延長は必ず当社にご連絡頂きます。

七：申込者は、それぞれの留学する国の法律を順守しなければなりません。

八：申込者は、申込みをした留学プログラムをプログラム開始後、途中でやめる場合は、必ず当社に連絡しなければなりません。

第19条(個人情報の取り扱いについて)

当社は、申込者の同意のもとに得た個人情報は、個人情報保護法に基づき、留学サービス業務以外の目的は一切使用しません。ただし、緊急事故対応及びサポートなど必要な範囲に応じて、当社提携企業などに情報開示することがございます。

第20条(契約期間)

当社と申込者における契約期間は、契約の成立時から、申込を行った留学プログラムの就学期間とします。就学期間の申込をしていない方は、その申込されたプログラムの終了時とします。上記約款は、2019年9月10日に改訂されたものです。

ラララ留学サポートセンター株式会社

当社留学エージェントの【留学エージェント業務約款 V20190910】をご理解、同意の上、当社を利用することを契約するサイン(日付、名前)を下記に入れてください。
契約締結日 _____
申込者名前 _____
<郵送先> 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ3階 ラララ留学サポートセンター株式会社